

人事院会議議事録

会議日

令和5年6月29日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官

議題

人事院規則9-55（特地勤務手当等）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-55（特地勤務手当等）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—55（特地勤務手当等）の一部改正について

令和 5 年 6 月 29 日

給 与 局

1 改正内容

特地勤務手当を支給する官署については、人事院規則 9—55（特地勤務手当等）別表において官署名、所在地及び級別区分を規定しており、今般、財務省の組織改正に伴い、別表にある「沖縄地区税関石垣税関支署平良出張所」が「沖縄地区税関宮古島税関支署」に名称変更されることから、官署名の変更に係る規則改正を行うこととしたい。（規則案については別紙参照）

2 公布日・施行日

公布日：令和 5 年 6 月 30 日

施行日：令和 5 年 7 月 1 日

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年六月三十日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一四六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表（第一条、第二条関係）</p> <p>一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官</p>	<p>別表（第一条、第二条関係）</p> <p>一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官</p>

備考1・2 (略)

						沖繩県	(略)	府県	都道	署
(略)	(略)	の二一	良字西里七	宮古島市平	(略)	(略)	(略)	所在地		
(略)	(略)	関支署	関宮古島税	沖繩地区税	(略)	(略)	(略)	官署		
(略)					三級地	(略)	(略)	区分 級別		

備考1・2 (略)

						沖繩県	(略)	府県	都道	署
(略)	(略)	の二一	良字西里七	宮古島市平	(略)	(略)	(略)	所在地		
(略)	(略)	張所	支署平良出	関石垣税関	沖繩地区税	(略)	(略)	官署		
(略)					三級地	(略)	(略)	区分 級別		

二 (略)

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

二 (略)